

第2章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の行う事業に協力するために入会した

15歳以上(中学生は除く)の個人

- 協力会員 この法人の行う個々の事業に賛同し協力する15歳以上(中学生は除く)の個人
- 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

理事会は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理事長は理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

2 協力会員として入会しようとするものは、各事業ごとに事業協力申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、協力会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を入会時及び通常総会開催後に納入しなければならない。

2 協力会員は総会において別に定める会費を各事業ごとに事業協力申込書とともに納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を入会後及び通常総会開催後3ヶ月以上納入しないとき。但し、協力会員は除く

3 協力会員の各事業協力期間が終了したとき。

(除名)

第11条

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総会出席者の正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。